

## 介護車カーシェアリング約款

### 第1章 総則

#### 第1条 (約款の適用)

1. シーエヌレンタリース株式会社（以下、「当社」といいます。）は、当社が実施する介護車カーシェアリングシステムの会員が入会期間中、ステーションに保管されている自動車（以下、「本件カーシェアリング車両」といいます。）を、あらかじめ予約していた時間帯に当社より借り受けることができるシステム（以下、「カーシェアリングシステム」といいます。）に入会を希望する者との間で、この約款に定めるところにより、カーシェアリングシステムに入会するための契約（以下、「入会契約」といいます。）を締結し、入会した者（以下、「会員」といいます。）に対して、この約款に従い、本件カーシェアリング車両を貸し渡すものとし、会員はこれを借り受けるものとし、
  2. 当社は、ご利用の手引きを作成することができます。この約款とご利用の手引きとの間に相違がある場合には、ご利用の手引きを優先するものとし、
- なお、当社がご利用の手引きにこの約款に定めのない事項を定めた場合、会員はご利用の手引きに従うものとし、この約款及びご利用の手引きに定めのない事項については、法令または一般の慣習に従うものとし、

### 第2章 会員

#### 第2条 (会員)

1. 会員とは、この約款に基づいて入会申込手続きを行い、当社がこれを承認した者をいいます。
2. 会員は、当社が入会を承認した時点で、この約款の内容を承諾しているものとみなします。
3. 会員は、本件カーシェアリング車両の利用状況等を含めたデータを、当社がカーシェアリングの事業性等の評価を行うために使用することに同意しているものとみなします。
4. 本件カーシェアリング車両を運転することができる者は、会員に限定されるものとし、

#### 第3条 (入会の承認)

1. 当社は、別途定める方法に従い、入会申込を受け付けできるのは、個人に限定します。受付後に、必要な審査・手続等を行います。

- 2.当社は、貸渡車両に関する基本通達（自旅第138条平成7年6月13日）2（6）に基づき貸渡簿（貸渡原票）に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載する義務もしくは運転者の運転免許証の写しを添付する義務を履行するため、入会申込にあたり、会員に対し、運転免許証の提示を求めます。

#### 第4条 （入会の不承認）

- 1.当社は、審査の結果、入会申込者が以下のいずれかに該当するものと判明した場合、その者の入会を承認しないものとします。
  - a. 本件カーシェアリング車両の運転に必要な運転免許証を有していないとき。
  - b. 入会申込者が申し込み時に満20歳に満たないとき。
  - c. 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記または記入漏れがあったとき。
  - d. 当該入会申込者が届けた金融機関による決済手段が、その金融機関により無効扱いとされているとき、または、当社の取引のある金融機関で扱えないとき。
  - e. 過去に当社または他社との間の自動車についてのレンタル契約またはカーシェアリングシステムに係る契約において、貸渡料金等の未払いその他の契約違反があるとき。
  - f. 前号のほか、この約款、貸渡規約等、その他当社との契約に違反したことがあるとき。
  - g. 会員が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及びそれらの関係者またはその他の反社会的組織に属しているとき。
  - h. その他、当社が会員としないと判断したとき。

#### 第5条 （入会契約の締結）

- 1.カーシェアリングシステムへの入会を希望する者は、当社が別に定めるところにより、当社に対して、当社所定の申込書を提出する方法または当社のカーシェアリング申込システムに所定の事項を入力する方法その他の方法により入会契約の申込みを行うものとします。
- 2.入会契約は、第3条に基づき、第12条に定めるログインIDを、当該申込みを行った者に対して付与した時に、入会契約が成立するものとします。

#### 第6条 （月額基本料等の支払）

- 1.会員は、前条第2項に基づき入会契約が成立したときは、申込書等に定めた利用登録手数料及び入会契約締結日の属する月の月額基本料を、申込書等に記載したクレジットカード会社のクレジットカードの決済により、当社に対して支払うものとします。
- 2.会員は、入会契約締結日の属する月の翌月以降の月額基本料について、前項と同様の

方法により、当社に対して支払うものとします。

- 3.会員とクレジットカード会社または当該クレジットカード会社と支払口座のある銀行との間において、月額基本料等の支払をめぐる紛争が発生した場合、会員は自己の費用と責任によりこれを解決するものとし、当社に一切迷惑をかけたものとしません。
- 4.入会契約が中途解約、解除その他の理由により契約期間中に終了したときは、当社の責めに帰する事由により終了した場合を除き、当社は前各項により当社が受領した金銭を返金しないものとし、会員はこれを異議なく承諾するものとします。
- 5.会員は、会員の責に帰すべき事由により、一時的にカーシェアリングシステムの利用が停止している場合においても、月額基本料等を継続的に支払うものとします。
- 6.当社は、入会契約の終了により、既に貸し渡した本件カーシェアリング車両の月額基本料等の請求権または損害賠償請求権を放棄しません。

#### 第7条 (申込書等記載内容の変更等)

- 1.申込書等に記載された内容に変更が生じ、またはそのおそれが生じたときは、会員は、その旨を直ちに当社に連絡し、当社の承認を得るものとします。
- 2.前項に伴い、カーシェアリングシステムの遂行に支障が生じると当社が判断したとき、当社は、入会契約を解除することができるものとします。

#### 第8条 (契約の解除)

- 1.当社は、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの通知、催告をすることなく、カーシェアリングシステムの利用を一時的に停止または入会契約及び第16条に定める個別契約を解除することができるものとします。
  - a. 会員が第4条各号のいずれかに該当したとき。
  - b. 会員が、月額基本料等及び貸渡料金等その他この約款、入会契約、ご利用の手引き、個別契約等のカーシェアリングシステムに係る契約に基づく金銭債務（以下、「本債務」といいます。）の支払を遅滞し、または本債務の支払を拒絶したとき。
  - c. 会員が第31条に違反したとき。
  - d. 会員がこの約款、ご利用の手引き、その他当社との契約に違反したとき。
  - e. 会員が、当該会員の指定した決済手段の利用を停止されたとき。
  - f. 会員が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行または競売の申立てを受けたとき。
  - g. 会員が破産を申し立て、またはこれらの申立てを受けたとき。
  - h. 会員が他の会員に著しく迷惑をかける行為を行い、または同乗者をして行わせたときと当社が判断したとき。

- i. 当社の都合により、カーシェアリングシステムの提供ができなくなったとき。
  - j. 本件カーシェアリング車両を使用できないとき。
  - k. その他、当社が必要と判断したとき。
- 2.前項の場合、会員は、当社に対して負担している本債務の期限の利益を失い、直ちに当社に対し一括して本債務残額を弁済するものとします。
  - 3.会員は、当社に対し、カーシェアリングシステムまたは本件カーシェアリング車両を使用できなかったことにより生ずる損害について、いかなる請求もできないものとします。

#### 第9条 (契約の中途終了)

- 1.当社が会員に対して入会契約の終了を申し入れた場合は、入会契約は、期間内であっても、当然に終了することとします。
- 2.本件カーシェアリング車両のすべてのステーションが閉鎖された場合は、入会契約は、期間内であっても、当然に終了することとします。
- 3.第1項または第2項の場合、会員は、入会契約が終了した月の翌月以降の月額基本料については支払うことを要しないものとします。
- 4.第1項または第2項の場合、会員は、当社に対し、カーシェアリングシステムまたは本件カーシェアリング車両を使用できなかったことにより生ずる損害について、いかなる請求もできないものとします。

#### 第10条 (入会契約の変更及び中途解約、終了)

- 1.会員は、当社の同意を得て、入会契約の変更または解約ができるものとします。
- 2.会員は、入会契約の変更を希望する場合、変更を希望する月の15日(当該日が当社の非営業日の場合は、前営業日)までに当社に申し出るものとし、申し出が問題ない場合、翌月から変更後の入会契約が適用されるものとします。
- 3.会員は、入会契約の中途解約、終了を希望する場合、当社が定める退会届出書に所定事項を記入の上、中途解約、終了を希望する月の15日(当該日が当社の非営業日の場合は、前営業日)までに当社に申し出るものとし、その月の末日をもって入会契約を終了するものとします。16日以降に当社に申し出た場合は、翌月の末日をもって入会契約が終了することを了承します。
- 4.入会契約の中途解約の希望日が当月末日より前であっても、会員は、当月の月額基本料等が返金されないことを異議なく承諾し、入会契約の終了日まで生じた貸渡料金等の本債務を当社に支払うものとします。
- 5.当社は、会員に対し、当該会員の運転免許証の更新の都度、更新された運転免許証の提示を求めることができ、当該会員はこれに応じなければならないものとします。当該会員がこれに応じない場合、更新前の運転免許証の有効期限をもって入会契約を終

了するものとします。

#### 第11条（会員数）

- 1.当社は、会員数が十分な人数に達したと判断した場合には、予告なく募集を締め切る場合があります。

#### 第12条（ログインID、パスワード）

- 1.当社は、会員に対して、ログインIDを付与します。
- 2.パスワードは、会員が自ら設定します。

#### 第13条（ログインID、パスワードの管理義務）

- 1.会員は、ログインID、パスワードを、善良なる管理者の注意をもって、使用、保管するものとします。
- 2.会員は、ログインID、パスワードを第三者に使用させることはできません。

#### 第14条（ログインID、パスワードの使用不能等）

- 1.会員は、第三者の不正行為等によりログインID、パスワードを使用できなくなった場合、速やかにその旨を当社に届け出るものとします。
- 2.前項の場合、これにより生じた損害については、当該ログインID、パスワードを使用、保管する会員が賠償するものとします。

#### 第15条（個人ページ）

- 1.当社は、会員に対し第16条に定める予約の登録などを行う事の出来る Web サイト（以下、「個人ページ」といいます。）の利用を許可し、会員は第12条のログインIDとパスワードを使用し、利用することとします。
- 2.当社は、カーシェアリングシステムの利用を一時的に停止した会員に対し、個人ページの利用を制限し、会員はこれを了承するものとします。

### 第3章 貸渡契約

#### 第16条（予約）

- 1.当社が実施するカーシェアリングシステムにおいて貸し渡す本件カーシェアリング車両は、介護用車両等に限りません。
- 2.会員は、本件カーシェアリング車両を使用するにあたって、この約款及び別に定める料金表に同意の上、個人ページより、あらかじめ借受希望日時、返却希望日時、借り受けるステーション、その他当社所定の借受希望条件（以下、「借受条件」といいます。）

す。)を入力して、個別の貸渡契約（以下、「個別契約」といいます。）の予約を申し込むものとし、当社は、他の予約状況等を勘案し、可能な範囲で、予約に応じるものとし、

- 3.当社は、本件カーシェアリング車両が会員に貸し渡される前に本件カーシェアリング車両の瑕疵により使用不能となった場合には、個別契約の予約を解約することができるものとし、
- 4.当社は、予約された本件カーシェアリング車両を貸し渡すことができない場合には、予約成立後であっても、無条件で当該予約を解約できるものとし、
- 5.会員は、借受けを希望する本件カーシェアリング車両について、会員の借受条件の希望に従って使用することができない場合であっても、当社に対し、これによる損害の賠償を請求できないものとし、

#### 第17条（予約の取消し等）

- 1.会員は、個人ページより、借受希望日時の前まで、予約を取り消すことができます。
- 2.会員が予約を取り消さず、予約した借受希望日時を経過し、予約した返却希望日時を経過しても本件カーシェアリング車両を利用していない場合は、会員は、当社に対し、当該予約された利用予定時間に相当する貸渡料金等を支払わなければならないものとし、
- 3.予約の取消し等の場合、料金表に定める取消し料金を支払うものとし、

#### 第18条（予約の変更）

- 1.会員は、個人ページより、借受希望日時の前まで、予約を変更することができます。
- 2.会員が予約を変更せず、予約した借受希望日時を経過し、予約した返却希望日時を経過しても本件カーシェアリング車両を利用していない場合は、会員は、当社に対し、当該予約された利用予定時間に相当する貸渡料金等を支払わなければならないものとし、
- 3.予約の変更の場合、料金表に定める変更料金を支払うものとし、

#### 第19条（貸渡手続等）

- 1.第16条の予約は、会員が本件カーシェアリング車両を使用する都度、当社所定の借受開始手続を行うことにより完結し、個別契約が成立するものとし、当社は、成立した個別契約に基づき、会員に対し、本件カーシェアリング車両を貸し渡すものとし、
- 2.当社は、会員が予約した本件カーシェアリング車両の借受希望時間が開始してから当社が別に定める時間を経過しても前項の貸渡手続が行われなかったときも、当該借受希望時間における本件カーシェアリング車両の利用が開始されたものとし、会員はこ

れを承認するものとします。

- 3.本件カーシェアリング車両の貸渡し及び返却は、ステーションの利用可能時間内とします。
- 4.当社は、通信トラブルを含むシステムの不具合その他運営上の都合等により、予約を取り消しまたは無条件で個別契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、個別契約に基づき本件カーシェアリング車両を使用する会員に対し、その旨を速やかに連絡するよう努めます。
- 5.会員は、当社が配布するご利用の手引き等の内容を熟知の上、本件カーシェアリング車両を使用するものとします。

## 第20条（保証事項）

- 1.会員は、本件カーシェアリング車両の借受けに際し、当社に対し、以下の事項を保証するものとします。
  - a. 本件カーシェアリング車両の運転に必要な資格の運転免許証を有していること。
  - b. 酒気を帯びていないこと。
  - c. 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等が一切ないこと。
  - d. 会員以外の者に運転させないこと。
  - e. 6歳未満の幼児を幼児用補助装置なしで同乗させないこと。
  - f. 交通法規を遵守して本件カーシェアリング車両を運転すること。
  - g. 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者またはカーシェアリング事業者による貸渡しを含む）において、第46条第1項に掲げる事項に該当する行為がないこと。

## 第21条（個別契約の解除等）

- 1.当社は、会員が次の各号の一に該当した場合、何らの通知、催告をすることなく、個別契約を解除し、会員に対し、直ちに本件カーシェアリング車両の返却を請求することができるものとします。
  - a. この約款に違反したとき。
  - b. 会員の責めに帰する事由により、交通事故を起こしたとき。
  - c. その他、当社が必要と判断したとき。

## 第22条（個別契約の終了）

- 1.会員は、本件カーシェアリング車両の借受時間（以下、「借受時間」といいます。）中であっても、当社の承諾を得て個別契約を終了することができるものとします。
- 2.本件カーシェアリング車両の借受時間内において、天災地変その他の不可抗力による

事由（会員及び当社のいずれの責めにも帰すべからざる事由により故障が生じた場合や、貸渡し前に存在した瑕疵により故障が生じた場合等も含む。）により、本件カーシェアリング車両が使用不能となった場合には、個別契約は終了するものとします。この場合、会員は、当社に対して、個別契約が終了した日時以降の貸渡料金を支払うことを要しないものとします。

- 3.会員の責めに帰すべき事由により本件カーシェアリング車両の事故または故障が発生したときは、当該事故または故障の発生時をもって、個別契約は終了するものとし、会員は、直ちに本件カーシェアリング車両を当社に対して返還するものとします。この場合、実際に本件カーシェアリング車両を使用した時間にかかわらず、会員は、当社に対して、貸渡料金等全額を支払うものとします。
- 4.本件カーシェアリング車両の借受時間内において、本件カーシェアリング車両が故障等により使用不能となった場合には、会員は、代替車両の提供を受けることはできず、個別契約は終了するものとします。この場合、会員は、当社に対して、個別契約が終了した日時以降の貸渡料金を支払うことを要しないものとします。
- 5.会員は、本件カーシェアリング車両を使用できなかったことにより生ずる損害について、当社に対し、いかなる請求もできないものとします。

## 第4章 貸渡料金

### 第23条（貸渡料金等）

- 1.会員は、個別契約が成立したときは、料金表に定める個別契約に係る貸渡料金と、次項に定める延長料金及び3項に定める延滞料金を当社に対して支払うものとします。
- 2.会員は、予約した利用時間を超えて本件カーシェアリング車両を利用する場合、個人ページで延長時間の申請をし、料金表に定める延長料金を当社に対して支払い、利用するものとします。
- 3.会員は、当社に申請することなく予約した利用時間を超えて、または当社に申請することなく前項で申請した延長時間を超えて本件カーシェアリング車両の利用を継続した場合には、当社に対し、料金表に定める延滞料金を支払うものとします。
- 4.会員は、個別契約の返還日時よりも前に本件カーシェアリング車両を返還した場合、料金表に定める、利用料金の値引きを受けることが出来る場合があります。
- 5.会員は、本件カーシェアリング車両を利用した月に係る貸渡料金等の合計額を、会員が当社に対して支払う月額基本料とともに、申込書等に記載したクレジットカード会社のクレジットカードの決済により、当社に対して支払うものとします。
- 6.貸渡料金等については、料金表で定めるものとします。

### 第24条（貸渡料金改定に伴う措置）



- 1.予約後に前条の貸渡料金が改定されたときは、本件カーシェアリング車両貸渡契約における貸渡料金等は、当該予約時に適用した料金表によるものとします。

#### 第25条（決済手段）

- 1.会員は、申込書等に記載したクレジットカード会社のクレジットカードの決済により、貸渡料金等を支払うものとします。
- 2.前項の手段により決済できないときには、当社は、会員に対し、現金による支払を請求することができるものとします。

#### 第26条（決済）

- 1.当社は、貸渡料金等を各会員の決済カード会社に請求するものとします。
- 2.会員は、クレジットカードにより決済するにあたっては、当該クレジットカード会社所定の支払条件に従うものとします。
- 3.会員とクレジットカード会社の間においてクレジットカード決済をめぐる紛争が発生した場合には、当該会員とクレジットカード会社との間で紛争を解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 4.クレジットカード会社の規定により、当社が会員の決済カード会社に請求できない場合、会員は、当社に対し、貸渡料金等を速やかに現金で支払うものとします。

### 第5章 責任

#### 第27条（定期点検整備）

- 1.当社は、本件カーシェアリング車両について、道路運送車両法第48条その他の法令に基づく定期点検整備を実施するものとします。

#### 第28条（日常点検整備）

- 1.会員は、個別契約に基づき本件カーシェアリング車両を借り受ける都度、道路運送車両法第47条の2その他の法令に基づく日常点検整備を実施するものとし、登録運転者に実施させるものとします。
- 2.会員は、日常点検整備において本件カーシェアリング車両に整備不良を発見した場合は、直ちに当社に連絡するものとします。

#### 第29条（電気自動車）

- 1.会員は、本件カーシェアリング車両が電気自動車の場合、当該電気自動車及び電気自動車の充電器の利用に関して、別途当社が定めるマニュアル及び以下の各号の事項を遵守して利用することに同意します。

- a. 電気自動車または充電器の不適切な取扱いにより、電気自動車または充電器を破損、紛失、汚損した場合は、修復に要する費用を会員が負担すること。
- b. 電気自動車または充電器の不適切な取扱いまたは不注意により生じた事故について、当社は一切の責任を負わないものとする。
- c. 会員は、電気自動車の返還手続については、第41条に定める返還手続を実施し、充電器の充電ケーブルを電気自動車の充電装置に接続することをもって、完了するものとする。
- d. 会員は、充電器の充電ケーブルを電気自動車の充電装置に接続しないで電気自動車を返還した場合、対処に要した費用及び以後の貸渡等に支障等が発生した場合の損害を賠償すること。
- e. 利用開始時に電気自動車の充電が十分でない場合、会員の負担で充電すること。この場合、会員は、充電に要する時間も課金対象に含まれることを承諾すること。
- f. 会員は、電気自動車の特性として、運転の仕方、走行状況、エアコンディショナーやオーディオの使用状況等により走行可能距離が大きく変わることを了承し、早めの充電を心がけること。
- g. 当社が別途指定する充電器を使用する場合を除き、ステーションに設置された充電器以外で充電する場合の費用は会員の負担とし、当該充電に関する手続は会員と当該充電器の運営者との間で行うこと。
- h. 電気自動車の利用中に充電切れ等により移動できなくなり、レッカー移動や充電作業等が必要となった場合、その費用は会員の負担とし、当社はいかなる責任も負わないこと。

### 第30条（会員の管理責任）

1. 会員は、善良なる管理者の注意をもって、本件カーシェアリング車両を使用し、保管するものとします。
2. 法令で装着を定められた装備品（チャイルドシート、ジュニアシート、初心者運転標識、高齢者運転標識等）は、会員が、その費用と責任において確保したうえで、適正に装着するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 前2項の管理責任は、個別契約に基づく本件カーシェアリング車両の貸渡手続が完了した時より始まり、当該車両の返還手続を完了した時に終了するものとします。
4. 会員は、第1項の注意義務を怠り、本件カーシェアリング車両を滅失、毀損させた場合、直ちに当社に報告しなければならないものとします。

### 第31条（禁止行為）

1. 会員は、借受時間中、次の行為をしてはならないものとします。

- a. 当社の承認及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく、本件カーシェアリング車両を自動車運送事業またはこれに類する目的に使用すること。
- b. 本件カーシェアリング車両を当該会員以外の者に使用させもしくは転貸し、または他に担保の用に供する等、当社の権利を侵害もしくはカーシェアリングシステムの障害となる行為またはそのおそれのある行為をすること。
- c. 本件カーシェアリング車両の自動車登録番号標または車両番号標を偽造もしくは変造し、または本件カーシェアリング車両を改造もしくは改装する等、その原状を変更すること。
- d. 当社の承諾を受けることなく、本件カーシェアリング車両を各種テストもしくは競技に使用し、または他車の牽引もしくは後押しに使用すること。
- e. 法令または公序良俗に違反して本件カーシェアリング車両を使用すること。
- f. 当社の承諾を受けることなく、本件カーシェアリング車両について損害保険に加入すること。
- g. 本件カーシェアリング車両を日本国外に持ち出すこと。
- h. 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、暴力的言辞を用い、または合理的範囲を超える負担を要求すること。
- i. 風説を流布しまたは偽計もしくは威力を用いて、当社の信用を毀損しまたは業務を妨害すること。
- j. その他、借受条件に違反する行為をすること。

### 第32条（運転者の労務供給の拒否）

- 1.会員は、本件カーシェアリング車両の利用に関し、当社から運転者の労務供給（運転者の紹介及びあっせんを含む。）を受けることはできないものとします。

### 第33条（賠償責任）

- 1.会員は、その責めに帰する事由により本件カーシェアリング車両を損傷または汚損等した場合には、当社に対し、別に定める損害賠償金を支払うものとします。
- 2.前項に定めるほか、会員は、本件カーシェアリング車両を使用することにより第三者または当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、会員の責めに帰さない事由による場合を除きます。

### 第34条（駐車違反の場合の措置等）

- 1.会員が、個別契約中、本件カーシェアリング車両に関し、道路交通法に定める駐車違反をし、当社に警察及び公安委員会から本件カーシェアリング車両の移動を指示された場合、当社は申込書記載の連絡先または緊急連絡先に連絡をし、会員に対して車両の移動を指示することがあります。

2. 会員は、自ら駐車違反に係る反則金を納付し、駐車違反に伴うレッカー移動、保管等の諸費用の一切を負担するものとします。
3. 第1項の場合、当社は、当該会員に対し、会員による反則金の納付及び諸費用の支払が完了するまでの間、個別契約の終了を拒否できるものとします。
4. 前項の場合、会員は、反則金の納付及び諸費用の支払を完了し、本件カーシェアリング車両を返還するまでの期間に係る本件カーシェアリング車両利用料金相当額を支払わなければならないものとします。
5. 当社は、当社が必要と認めた場合には、警察及び公安委員会に対し、自認書、当該の本件カーシェアリング車両の登録番号等の情報が記載されたデータ及び会員の個人情報を提供することができるものとし、会員は、これに同意するものとします。
6. 会員が、所定の期間内に駐車違反に係る反則金を納付せず、または諸費用の支払をしない場合において、当社がこれらの反則金または諸費用を負担したときは、会員は、当社に対しこれらの費用を賠償する責任を負い、当社の指定する支払方法により、当社の指定する期日までに賠償金を支払うものとします。
7. 前項の場合、会員が、当社の指定する期日までに賠償金を支払わないときは、当社は、一般社団法人全国カーシェアリング車両協会に対し、駐車違反関係費用未払いの報告をする等の措置をとるものとします。
8. 第6項の場合、会員が反則金または諸費用を支払わないときは、当社は、個別契約及びカーシェアリングシステムの入会契約を解除することができるものとします。
9. 前項の規定により個別契約及びカーシェアリングシステム入会契約が解除された場合でも、会員は、月額基本料の支払義務をまぬがれないことを異議なく承諾するものとします。

### 第35条（GPS機能）

1. 会員は、本件カーシェアリング車両に全地球測位システム（以下、「GPS機能」といいます。）が搭載されており、当社所定のシステムに本件カーシェアリング車両の現在位置、通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録を以下に定める場合において利用することを異議なく承認するものとします。
  - a. 個別契約の終了時に本件カーシェアリング車両が所定のステーションに返還されたことを確認する場合。
  - b. 当社が、当社のカーシェアリングシステムの管理のため、GPS機能を利用することにより、本件カーシェアリング車両の現在位置、通行経路等を認識する必要があると判断した場合。
  - c. 会員により良い商品、サービスを提供する等、会員その他の顧客の満足のためのマーケティング分析に利用する場合。
  - d. 法令や政府機関等により開示が要求された場合。

### 第36条（ドライブレコーダー）

1. 会員は、本件カーシェアリング車両にドライブレコーダーが搭載されている場合があり、会員の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。
  - a. 会員の運転状況を当社が認識する必要があると当社が判断した場合。
  - b. 会員により良い商品、サービスを提供する等、会員その他の顧客の満足のためのマーケティング分析に利用する場合。
  - c. 法令や政府機関等により開示が要求された場合。

## 第6章 事故・盗難時の措置等

### 第37条（事故処理）

1. 本件カーシェアリング車両の個別契約中に、本件カーシェアリング車両に係る事故が発生したときは、会員は、事故の規模にかかわらず、法令上の措置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。
  - a. 直ちに事故の状況等を当社に連絡する。
  - b. 当該事故に関し、当社及び当社が契約している保険会社が必要とする書類または証拠となるものを遅滞なく提出する。
  - c. 当該事故に関し、第三者と示談または協定を締結するときは、あらかじめ当社の承諾を得る。
  - d. 本件カーシェアリング車両の修理は、当社の許可した場合を除き、当社において行うものとし、会員自らは修理してはならない。
2. 会員は、前項によるほか、自らの責任において事故の解決に努めるものとします。
3. 当社は、会員に対し、本件カーシェアリング車両に係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

### 第38条（盗難）

1. 会員は、本件カーシェアリング車両の個別契約中に、本件カーシェアリング車両の盗難が発生したときは、次に定める措置をとるものとします。
  - a. 直ちに最寄りの警察に通報する。
  - b. 直ちに被害状況等を当社に報告する。
  - c. 盗難に関し当社及び当社が契約している保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出する。

### 第39条（補償）

1. 会員が第33条第2項の損害賠償責任を負うときは、当社が本件カーシェアリング車両について締結した損害保険契約または当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金または補償金が支払われます。
  - a. 対人補償 1名限度額 無制限（自動車損害賠償責任保険も含みます）
  - b. 対物補償 1事故限度額 無制限（免責額5万円）
  - c. 人身傷害保険 1事故限度額 無制限
2. 前項に定める補償限度額を超える損害については、会員の負担とします
3. 損害保険の免責分については、特約をした場合を除いて、会員の負担とします。
4. 警察及び当社に届出のない事故、会員がこの約款に違反して発生した事故または第31条各号に該当して発生した事故による損害、その他この約款に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当社の補償制度による損害填補が受けられないことがあることを会員は異議なく承諾します。
5. 第3項のほか、損害保険の保険約款の免責事項に該当する場合には、第1項に定める保険、補償は適用されないものとし、これらの損害については、会員がすべて負担するものとしてします。

### 第40条（故障時の措置等）

1. 会員は、個別契約中に本件カーシェアリング車両の異常または故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとしてします。
2. 会員は、本件カーシェアリング車両の異常または故障が会員の責めに帰すべき事由によるときは、本件カーシェアリング車両の引取り及び修理等の原状回復に要する費用を負担するものとしてします。
3. 会員は、本件カーシェアリング車両の異常または故障が会員の責めに帰すべき事由によるときは、当社が本件カーシェアリング車両を利用できないことによる損害について、当社が別途定める料金表に基づき、賠償する責任を負い、会員は直ちに賠償額を支払うものとしてします。
4. 会員は、前3項のほか、本件カーシェアリング車両の故障、燃料切れまたは走行用電池の電池切れや通信障害等により本件カーシェアリング車両を使用できなかったことによる損害（個別契約期間中の故障等により他の代替交通手段を利用した場合の費用も含む）が生じても、当社に対してその損害の賠償を請求することができないものとしてします。

### 第41条（不可抗力事由による免責）

1. 当社は、天災地変その他の不可抗力の事由により、個別契約期間内に会員から本件カーシェアリング車両が返還されなかった場合は、これにより生ずる損害について会員

の責任を問わないものとします。この場合、会員は、直ちに当社に連絡し、その指示に従うものとします。

- 2.会員は、天災地変その他の不可抗力の事由により、当社が本件カーシェアリング車両の貸渡しをすることができなくなった場合でも、当社に対し、これにより生じた損害の賠償を請求できないものとします。
- 3.激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害と指定された災害（以下、「激甚災害」といいます。）による損害またはこれに類する自然災害による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において滅失、毀損その他の被害を受けた本件カーシェアリング車両に係るものである場合には、その損害の発生につき会員に故意または重大な過失があった場合を除き、会員はその損害を賠償する責任を負わないものとします。

## 第7章 返還

### 第42条（本件カーシェアリング車両の返還手続）

- 1.会員は、本件カーシェアリング車両を返還するにあたり、通常の使用による摩耗を除き、借り受けた原状に回復して返還するものとし、本件カーシェアリング車両の損傷、汚損、備品の紛失等が会員の責めに帰すべき事由による場合、原状回復に要する費用を負担するものとします。
- 2.会員は、本件カーシェアリング車両を返還するにあたり、本件カーシェアリング車両内に会員または同乗者等の遺留品がないことを確認するものとし、当社は、返還後の本件カーシェアリング車両内の遺留品に関し責めを負わないものとします。
- 3.本件カーシェアリング車両の返還は、本件カーシェアリング車両を借り受けたステーションにおいて、会員自らが利用終了操作を行うことにより完了するものとします。
- 4.会員が本条に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
- 5.会員は、本件カーシェアリング車両を借り受けたステーション以外の場所への本件カーシェアリング車両の返却はできないものとします。

### 第43条（本件カーシェアリング車両の返還時期）

- 1.会員は、個別契約の返還日時までに、本件カーシェアリング車両を返還するものとします。

### 第44条（本件カーシェアリング車両の返還場所）

- 1.会員は、本件カーシェアリング車両について、当該車両を借り受けたステーションに返還しなければならないものとし、返還場所の変更はできないものとします。

#### 第45条（本件カーシェアリング車両返還場所変更違約金）

1. 会員は、当社が特別に許可を行った場合にかぎり、本件カーシェアリング車両について、当該車両のステーションとして定められた特定のステーション以外の場所に返還出来るものとします。
2. 前項の場合、会員は、当社が別に定める返還場所変更違約金を支払うものとします。

#### 第46条（カーシェアリング車両が返還されない場合の処置）

1. 当社は、個別契約満了時から12時間を経過しても会員が本件カーシェアリング車両を返還せず、当社の返還請求に応じないとき、または会員の所在が不明になる等会員が本件カーシェアリング車両を返還する意思がないものと認められるときは、刑事告訴等の法的手続のほか、当該会員の氏名、住所、運転免許証番号等を一般社団法人全国カーシェアリング車両協会情報管理システムに登録し、同協会への乗り逃げ被害報告をする等の措置をとることができるものとします。
2. 前項に該当する場合、会員は、これにより当社に生じた一切の損害を賠償する責めを負うほか、本件カーシェアリング車両の回収及び会員の探索に要した費用を負担するものとします。

### 第8章 ステーションの移転・閉鎖

#### 第47条（ステーションの移転・閉鎖）

1. 当社は、本件カーシェアリング車両について、当社のホームページ等で告知することにより、ステーションを移転もしくは閉鎖することができるものとします。

### 第9章 雑則

#### 第48条（個人情報の利用の同意）

1. 会員は、当社が下記の目的で会員の個人情報を利用することに同意するものとします。
  - a. 当社において取り扱う商品、サービス等または各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、電子メールの送信等により、会員に案内すること。
  - b. 商品開発、顧客満足度向上策等の情報収集のため、会員にアンケート調査を実施すること。
2. 会員は、当社が会員の個人情報を下記 a に記載した範囲で下記 b 記載の提出先へ下記 b 記載の各利用目的で提供することに同意するものとします。
  - a. 提供する情報の範囲・本件カーシェアリング車両の個別契約に関する情報及び会員の氏名、住所等



b. 提供先及び提供目的

- 提供先：本件カーシェアリング車両のステーションの管理施設等  
提供目的：本件カーシェアリング車両の利用
- 提供先：当社とシステム保守契約を結んだシステム会社  
提供目的：会員にサービスの情報を提供すること
- 提供先：当社と料金徴収契約を結んだ金融機関  
提供目的：会員の利用料金等を請求すること
- 提供先：当社が利用料金等の請求を委託した会社  
提供目的：会員の利用料金等を請求すること
- 提供先：当社と情報提供契約を結んだコールセンター  
提供目的：パブリオシステムの運営及び会員の利便向上

第49条（遅延損害金）

1. 会員は、この約款または個別契約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し、年率14.6%の割合（1年を365日とする日割り計算による。）による遅延損害金を支払うものとします。
2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、すべて当該会員の負担とします。

第50条（相殺）

1. 当社は、この約款に基づき会員に対し金銭債務を負担するときは、いつでも、会員が当社に対し負担する金銭債務と相殺することができるものとします。

第51条（邦文約款の優先適用）

1. 邦文約款と英文約款の用語または文章につき齟齬がある場合、邦文約款を正式のものとし、これを優先して適用します。

第52条（細則）

1. 当社は、この約款の実施にあたり、別に細則を定めることができるものとし、会員はこの細則を遵守するものとします。
2. 当社が細則を定めたときは、当社のホームページに掲示するものとします。また、細則を変更したときも同様とします。

第53条（入会契約の期間）

1. 入会契約の期間は、契約成立時から1年間とします。ただし、特段の意思表示がない場合には、同一条件で契約を更新することとします。
2. 契約の更新をしない場合には、契約期間満了の1か月前までに、相手方に対し、契約

の更新をしない旨の通知をすることとします。

#### 第54条（管轄裁判所）

- 1.この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

平成 28 年 10 月 1 日制定